

消費生活かわら版 特別号

編集・発行 福岡市消費生活センター

〒810-0073

福岡市中央区舞鶴2丁目5番1号あいれふ7階

TEL092-712-2929 FAX092-712-2765

相談専用電話 092-781-0999

受付
時間

月曜日～金曜日(祝休日・年末年始除く):9時～17時
第2・4土曜日:10時～16時(電話相談のみ)

2019年度 相談件数ランキング

【販売購入形態別】

注意しよう!

第1位 通信販売 (インターネットショッピング、
カタログショッピング、
テレビショッピングなど)

第2位 店舗購入

第3位 訪問販売



福岡市消費生活センター
啓発キャラクター
これっキリン先生

消費生活センターに寄せられている相談の中から、最近特に相談が目立つ事例をご紹介します。

通信販売 ~お試しのつもりが定期購入に...



通販定期購入



通信販売には、無条件で契約解除できるクーリング・オフ制度はありません。

アドバイス

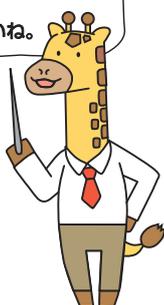
- ◆最終確認画面に支払総額などの契約条件が明記されています。購入前にしっかりと確認しましょう。
- ◆「自動継続」「〇〇回以上の継続が必要」などの記載がないか確認しましょう。
- ◆「解約・返品できるかどうか」「解約・返品できる場合の条件」など解約条件をしっかりと確認しましょう。
- ◆最終確認画面を保存しておく、購入後に定期購入の記載の有無についてのトラブル回避に役立ちます。

不審なサイトでの購入に要注意!

不審なサイトで商品を購入して「偽物が届いた」「商品が届かなかった」などのトラブルに遭うことがあります。次のようなサイトは利用しないでください!

- ◆翻訳したかのような不自然な日本語が使用されている。
- ◆ブランド品が極端に安い価格で販売されている。
- ◆支払いは代金前払いのみで、クレジットカード払いなど複数の支払い方法が用意されていない。
- ◆連絡先が「メールアドレスのみ」で住所や電話番号が明確に記載されていない。

次のページにもよくある
トラブル事例を紹介しています。
大切なことなので
必ず読んでください。



次のページへ

福岡市長 高島宗一郎

福岡市では、市民の皆さんが安心して暮らせるよう、消費者被害の未然防止、トラブルの解決について、さらに取り組んでいきます。
困った時は、一人で悩まず、センターや警察に相談してください。

また、令和4年4月の成年年齢引き下げに伴い、これまで未成年者として保護されていた若年者が悪質業者のターゲットになることが危惧されており、消費者教育の更なる充実が不可欠となります。

こうした消費者トラブルから身を守るためには、事例や対処法などの情報を知って周りの人と共有することが重要です。

そして、高齢者など配慮が必要な人は、家族だけでなく、地域のみなさんに見守っていただくことも大切です。

今年、令和4年4月の成年年齢引き下げに伴い、これまで未成年者として保護されていた若年者が悪質業者のターゲットになることが危惧されており、消費者教育の更なる充実が不可欠となります。

福岡市消費生活センターには、年間約1万2千件の相談が寄せられており、その内容は、消費者を取り巻く環境の変化や商品・サービスの多様化などにより複雑化しています。

特に、インターネットの普及に伴い、例えばネットでのショッピングや副業などに関するトラブルの相談が多く寄せられています。今年、令和4年4月の成年年齢引き下げに伴い、これまで未成年者として保護されていた若年者が悪質業者のターゲットになることが危惧されており、消費者教育の更なる充実が不可欠となります。

安全で、安心できる

消費生活の実現に向けて